

ネパール 2018 年経済センサス
確報結果 National Report No. 2-1 の概要

ネパールでは史上初めてとなる、すべての事業所¹⁾を調査対象²⁾とする 2018 年経済センサス（事業所の国勢調査）が、2018 年 4 月 14 日を調査期日として実施された。その後、14 か月に及ぶ集計期間等を経て、2019 年 7 月 1 日、確報結果の第一報が公表された。続いて、同年 9 月 1 日に第二報が、また、2020 年 1 月 2 日に第三報が公表され、このたび、第四報が公表されたので、その概要を以下に報告する。

1. ネパールの事業所全体の年間売上高は 2.9 兆ルピー（1 ルピー≒¥1）

2017/18 年（ビクラム暦では 2074 年）におけるネパール全国の事業所の年間売上高は、2 兆 9156 億ルピーとなっている。

これを産業（NSIC Section）別にみると、製造業（茶製造業、レンガ製造業等）が 6736 億ルピーと最も多く、全体の 23.1%を占めている。次いで、卸売・小売業（自動車・バイク修理業含む、商店、スーパー・マーケット、百貨店等）が 6007 億ルピー（同 20.6%）、金融・保険業（銀行、保険会社等）が 2655 億ルピー（同 9.11%）、教育業（小中学校、高校、大学、専門学校等）が 2644 億ルピー（同 9.07%）などとなっている。

一方、芸術・娯楽・レクリエーション業（サッカー・クラブ、フィットネス・センター、遊園地等）が 68 億ルピーと最も少なく、全体の僅か 0.2%となっている。次いで、鉱業・採石業（石、砂、砂利、粘土等の採取）が 241 億ルピー（同 0.8%）、上下水道業（下水処理を含む）が 426 億ルピー（同 1.5%）などとなっている。

ちなみに、日本の年間売上高は、1624 兆 7143 億ルピー（2016 年、¥1=Rs.1）で、ネパールの約 560 倍となっている。また、カンボジアは、1 兆 3946 億ルピー（2011 年、USD1=Rs.110）で、ネパールの約 5 割となっている。

また、1 従業者当たりの年間売上高を産業（NSIC Section）別にみると、電気・ガス・熱供給業（電力会社等）が 906 万ルピーで最も多く、次いで、情報・通信業（インターネット・プロバイダー、携帯電話会社等）が 583 万ルピー、鉱業・採石業が 329 万ルピーなどとなっている。

一方、その他のサービス業が 38 万ルピーと最も少なく、次いで、芸術・娯楽・レクリエーション業が 45 万ルピー、医療保険・社会活動業が 52 万ルピーなどとなっている。

2. ネパールの事業所全体の年間利益は 8532 億ルピー

2017/18 年におけるネパール全国の事業所の年間利益は、8532 億ルピーとなっている。これを産業（NSIC Section）別にみると、卸売・小売業（自動車・バイク修理業含

む) が 2585 億ルピーと最も多く、全体の 30.3%を占めている。次いで、教育業が 1219 億ルピー (同 14.3%)、金融・保険業が 1075 億ルピー (同 12.6%)、製造業が 988 億ルピー (同 11.6%) などとなっている。

一方、芸術・娯楽・レクリエーション業が 12 億ルピーと最も少なく、全体の僅か 0.1%となっている。次いで、その他のサービス業が 94 億ルピー (同 1.1%)、鉱業・採石業が 102 億ルピー (同 1.2%) などとなっている。

また、1 従業者当たりの年間利益を産業 (NSIC Section) 別にみると、電気・ガス・熱供給業が 178 万ルピーで最も多く、次いで、鉱業・採石業が 139 万ルピー、情報・通信業が 137 万ルピーなどとなっている。

一方、その他のサービス業が 7 万ルピーと最も少なく、次いで、芸術・娯楽・レクリエーション業が 8 万ルピー、宿泊・飲食業が 11 万ルピーなどとなっている。

- 1) ここでいう事業所とは、固定の場所で経済活動を営み、固定的な設備を所有しているところであり、国際標準産業分類第 4 版 (ISIC) における Establishment の定義に準じている。ネパールでは、この ISIC に基づいたネパール標準産業分類 (NSIC) が使用されている。
一方、広義の事業所には、Fixed (固定の事業所) 及び Movable (移動可能であるが、固定の場所で営業している事業所) のほか、Mobile (移動しながら営業している事業所) も含めて 3 種類とする場合があるが、この結果には、Fixed 及び Movable のみが含まれており、固定的でない Mobile は含まれていない。
- 2) ネパール 2018 年経済センサスでは、次の産業に属する事業所は、国際的な実例に基づき調査対象としていないため、結果には含まれていない。農林漁業 (NSIC Section A) に属する事業所のうち公的な機関に登録されていない事業所、官公庁等 (NSIC Section O)、個人のホームヘルパーなどの世帯活動 (NSIC Section T) 及び大使館や国際機関等の外国公務の施設 (NSIC Section U)。
- 3) 本稿に掲載されている日本の数字は、すべて 2016 年経済センサス活動調査の全国結果による。

2018 年経済センサスの結果は、中央や地方政府における各種政策や計画の立案に利用されるほか、大学や研究所における学術研究、民間部門における経営戦略や市場調査等に利用される。この結果の英語版は、次のネパール中央統計局 (CBS) 等のページから参照可能である。

<https://cbs.gov.np/economic-census/> ネパール中央統計局 HP

<http://www.stat.go.jp/info/meetings/nepal/nepal.html> 総務省 HP

2018 年経済センサスは、ネパール中央統計局が実施機関であり、日本国政府及び国際協力機構 (JICA) は、「2018 年経済センサス実施に向けた中央統計局能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を通じて、2016 年 3 月以降、総務省統計局等から専門家を派遣し、これを支援している。

国際協力機構は、現在、ネパールの他、エジプトでも統計支援を行っており、過去には、カンボジア、インドネシア、スリランカ、アルゼンチン、メキシコ等にも、総務省統計局等から専門家を派遣し、支援してきたところである。